

令和3年6月30日
学校法人金井学園
福井製菓専門学校

福井製菓専門学校 情報提供資料

専門学校等における情報提供等への取り組みに関するガイドラインに基づき、福井製菓専門学校の情報をおおりのとおり提供いたします。

1. 学校概要

【学園名称】 学校法人金井学園 理事長 金井 兼

【学校名称】 福井製菓専門学校 校長 藤井 幸子

【所在地】 校舎 — 福井市松本 3 丁目 2 1 - 2 0 TEL : 0776-21-0606

学園本部 — 福井市学園 3 丁目 6 - 1 TEL : 0776-22-8111

【創立】 2009 年 厚生労働省認可製菓衛生師養成校 福井製菓製パンスクールを開校
2013 年 学校法人立となる

【沿革】 2009 年 厚生労働省認可製菓衛生師養成校 福井製菓製パンスクールを創立
2013 年 学校法人新和学園 福井県製菓専修学校に名称変更

2014 年 福井県美容製菓専修学校に名称変更

2017 年 福井製菓専門学校に名称変更

2021 年 学校法人金井学園と合併

【学園理事】 <https://www.kanaigakuen.jp/organization/>

2. 教育方針

世界に通用する製菓技術の習得と、食材の生産、加工、販売までの流れを学ぶ独自の教育をおおして、「発想力・創造力」や「豊かな感性」を持った地域に貢献できる人材を育成します。

3. 教育内容

(1) 入学定員

製菓衛生師科 20 名

(2) 受入方針と入学時期

○入学資格

- ・最終学歴が高等学校卒業以上の者、または同等の資格を有する者
- ・外国においては学校教育における12年の課程を修了した者

○入学時期

- ・本校の入学時期は、毎年4月とする。

○入学手続き・許可

- ・本校の入学手続きは次のとおりとする。

- ①本校に入学しようとするものは、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、別途定める入学選考料を添えて指定期日までに提出しなければならない。
- ②上記①の手続きを終了した者に対して書類選考又は必要に応じて試験を行い、入学者を決定する。
- ③本校に入学を許可された者は、入学許可日から2週間以内に別途定める入学金を添えて入学手続きをとらなければならない。
- ④上記③の手続きが指定期日までに行われなときは、校長は入学の許可を取り消すことができる。

(3) カリキュラム

<衛生専門課程（昼間） 製菓衛生師科>

教科科目	製菓衛生師 法規定時間	総授業 時間数	授業時間	
			1年次	2年次
必修科目				
衛生法規	30	40	30	10
公衆衛生学	60	70	60	10
食品学	60	70	60	10
食品衛生学	120	140	120	20
栄養学	60	70	60	10
社会	30	40	30	10
製菓理論	90	110	90	20
製菓実習	480	480	480	0
小計	930	1,020	930	90

選択必修課目				
情報技術		80	0	80
接客マナー		50	0	50
製菓技術		160	0	160
ショップサービス実習		40	40	0
製菓特別実習		276	0	276
製作実習		190	0	190
小計		796	40	756
合計		1,816	970	846

実務経験のある教員等による授業科目の一覧表およびシラバス

→ https://fbs.ac.jp/group/pdf/seika_syllabus.pdf

(4) 成績評価・進級・卒業

- 1) 本校の授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。
- 2) 学業成績の評定は、次のとおり行う。
 - ① 期末成績は、試験の成績および平素の成績によって評定する。評定の時期は前期9月後期3月とする。
 - ② 学年成績は、各期の期末成績を総合して評定する。評定の時期は、3月とする。
 - ③ 学年成績の総合評点は、全科目の平均（小数点2位以下四捨五入）とする。
 - ④ 同一科目を複数講師が担当している場合は、担当講師の合議によって評定する。
 - ⑤ 実習を伴う科目並びに特別の理由のある科目については、期末成績の評定を行わないことがある。
 - ⑥ 正当な理由なく試験を欠席した者および答案を提出しない者は、当該科目の試験の成績を0点とする。
 - ⑦ やむを得ない事由により試験を欠席したものに対しては、追試験を行うことがある。ただし、成績の評定は行わないことがある。
 - ⑧ 担当講師が特に必要と認めた場合は、特別な指導を行い、その結果を反映し評定を行うことができる。

3) 学業成績の評定は、評点及び評語で表す。

① 評点及び評語は、次のとおりとする。

- 秀 評点 90 点以上
- 優 評点 80 点以上 90 点未満
- 良 評点 70 点以上 80 点未満
- 可 評点 60 点以上 70 点未満
- 不可 評点 60 点未満

② 評点は、整数で表示する。

4) 学年の課程の修了認定は、校長及び校長が任命する講師において、校長の責任の下、校長が招集する教務会議を設け、各学生の課程修了の認定を協議決定する。

- ① 学年の課程の修了認定は、次に掲げる各号の基準により行うものとする。
- ② 学年成績の各科目の評点が、60 点以上であること。
- ③ 進級・卒業判定ならびに製菓衛生師国家試験受験資格においても、前項を含め、最終教務会議において校長が判断する。
- ④ 製菓衛生師国家試験受験資格があると判断された者には、履修証明書を授与する。

5) 教務会議による審議の結果、学年の課程の修了を認定されない者は、留年とする。

6) 学年の課程を修了した者の卒業の認定は、校長及び校長が任命する講師において、校長の責任の下、校長が招集する教務会議の議を経て、校長がこれを行う。

(5) 在学期間

本校に在学できる期間は 6 年（休学期間を含めない。）を限度とし、これを超えた場合または次の各項目の一つに該当する場合は、退学しなければならない。

- ① 評点及び評語が不可に該当する場合（以下「成績不良」という。）の再履修は在学期間を通じて 2 回を限度とする。
- ② 成績不良と出席日数不足により、同一学年を 2 回連続して再履修することはできない。

(6) 納付金

入学検定料、入学金、授業料、設備拡充費等学費は、次のとおりとする。

(年額：円)

	学年	入学検定料	入学金	授業料	実習費	設備拡充費	教育充実費	合計
製菓衛生師科	1 年	20,000	100,000	600,000	350,000	150,000	100,000	1,320,000
	2 年			600,000	350,000	150,000	100,000	1,200,000

委託徴収金（健康管理費、オリエンテーション費）などで 1 年次 30,000 円、2 年次 30,000 円別途必要。

- ・教育充実費及びその他学生諸費等に関する特別な費用は、別にこれを徴収することがある。ただし、休学を許可されたときは、休学期間中在籍料として年間 8,000 円を納入するものとする。
- ・所定の期日までに納入を怠っている者には、これを納入するまで授業や試験出席、図書館の利用等を禁止することがある。
- ・既に納入した納付金は、返還しない。ただし、特別の事由があると校長が認めた場合は、全部又は一部を返還する。
- ・停学を命ぜられた者に対して、前項を適用する。
- ・授業料の減免
総合型選抜で入学した者は 100,000 円/年、学校推薦型選抜で入学した者は 50,000 円/年、特別選抜で入学した者は 100,000 円/年の授業料を減免する。

(7) 年間スケジュール

→ <https://fbs.ac.jp/schedule.html>

4. 財務状況

→ <https://www.kanaigakuen.jp/financial/>

5. 学校評価

→ https://fbs.ac.jp/group/pdf/seika_gakkouhyouka.pdf